

福知山市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

<改正前>

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

<改正後>

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第5条の2 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、次の各号に定める行為（以下「権利の濫用」という。）をしてはならない。

- (1) 公文書の内容を知ること以外の目的が主目的である請求
- (2) 開示の可否にかかる決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の請求を繰り返し行うこと
- (3) 前各号に定めるもののほか、開示請求の権利を濫用すること

2 実施機関は、開示請求が権利の濫用にあたる場合は、当該請求を却下することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該請求が権利の濫用に当たる理由を示して、当該請求を却下する旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により開示請求を却下したときは、実施機関が定めるところにより、その旨を福知山市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し意見を述べることができる。

4 実施機関は、開示請求が権利の濫用に当たるか否かを判断するために必要な基準を別に定めるものとする。